

第 17 回 滋賀県流域治水推進審議会 議事録

1. 開催日時 令和 7 年 2 月 19 日（水）10:00～12:10

2. 開催場所 滋賀県危機管理センター災害対策室 6、7 および Web 会議併用

3. 出席者

滋賀県流域治水推進審議会委員（50 音順）

岡井委員、金井委員、黒坂委員、小林委員、齊藤委員、多々納委員（会長）、中川委員、
正岡委員、村上委員、山口委員、和田委員

事務局

土木交通部 流域政策局 流域治水政策室

※事務局からの依頼により出席

知事公室 防災危機管理局

琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課、森林保全課

農政水産部 耕地課、農村振興課

土木交通部 都市計画課

4. 結果

【審議会当日の主な意見】

（１）甲賀市水口町三本柳の浸水警戒区域指定について

- ・異議なし。

（２）流域治水条例に基づく取組検証の答申素案について

- ① 素案(2) 森林保全対策の現状右上グラフがわかりにくいため、目標と達成状況についてわかりやすい表現に改善すべき。また、目標達成できない結果予見される状況や放置されている森林の増減等、どのような課題が残っているのかも記載すべき。
- ② 素案(2) 連携イメージについて、各分野と共通する課題を抽出し、相互にまたがる認識をつくることを矢印で表現しているが、これが消えてしまっている。体制の構築も必要であるが、どのような内容や連携が必要なのか仕組みについても考えることが重要。
- ③ 素案(2) 流木災害の観点から、川に面した森林管理について課題で記載すべき。
- ④ 素案(3) 浸水警戒区域指定できるまでの間について、開発許可や建築確認等を所管する市町との連携等についても課題で記載する。
- ⑤ 素案(4) 補助制度が使われていない原因の把握が必要。
- ⑥ 素案(5) 特定都市河川浸水被害対策法に浸水被害防止区域の制度が創設されたが、現在は活用できていないことを課題に記載すべき。

- ⑦ 素案(6) ふるさと納税で災害復旧をしたり、自然再生のためのグリーンボンドとして民間企業から資金調達したりする等、多様な資金調達の方法についても記載してはどうか。
- ⑧ 素案(7) 防災アプリに雨雲レーダーや線状降水帯の表示をコンテンツに加えることも検討してもらいたい。
- ⑨ 素案(7) 防災アプリで避難訓練時に使用し、訓練結果を評価できる機能があるとよい。

【意見詳細】

■甲賀市水口町三本柳の浸水警戒区域の指定について（説明資料：議題１号）

- （委員） 今回の浸水警戒区域は市街化区域なのか。
- （事務局） 今回の指定区域は市街化区域になる。近隣商業地域と第１種住居地域とされている。
- （委員） 浸水警戒区域が東と西に２箇所設定されているが、西側の北よりの部分が3mを超えているように見受けられる。測量の結果、3mを超えないことが分かったということか。
- （事務局） 資料の３ページと別紙で浸水深図に表示しているが、測量データが古い形になっており、浸水深図を作成した後に企業によって造成があり、現地で測量した結果、その部分は浸水が3m未満になることが確認できたので、表示の区域のみになっている。
- （委員） 現状この囲まれているところは、地盤が低い状態だが、将来的に土地の地盤が高くなるような開発が行われた場合はどうなるのか。
- （事務局） 浸水深図は５年に１回見直しをかけており、土地が造成されて地形が変わると浸水深も変わると思う。その時に、浸水警戒区域を解除するかどうかはまた検討させていただくことになる。
- （会長） この議題について特にご意見はないという理解でよろしいか。
本件に関しては、事務局の提案通りこの地域の浸水警戒区域の指定を進めていただきたいということで、答申したいと思う。

■滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく取組の検証（説明資料：議題２号）

- （会長） 前回10月31日の審議会で提示した答申素案７項目についてご意見いただき、書きぶりや中身の資料を調整した方がよい等の話をいただいた。
答申７項目の骨子に了解いただいたが、現状と今後の課題を整理して、各答申素案の課題が明確になるようにブラッシュアップしてほしいということだったと思う。
今回事務局と相談しながら、修正した素案を作成した。青字で書いてあるところが主に手を入れたところになる。この内容について事務局から説明を求める。

(事務局) (説明)

(会長) 続けて説明してもらおうと思ったが、わかりにくくなるのでここで切る。

1つ目だが、1ページ目を見てももらえればわかると思うが、河川の中上流部や水害リスクの高い地域において、治水安全度を上げるなど、対策の加速化を検討されたいというのが元々の文言だったのに対して、「気候変動に伴う水害リスクの増大を踏まえ」と入れ、なぜそんなことが必要かということを書いてあり、その後、河川整備が未着手である中・上流部がポイントだということ。言い方を変えれば、下流はできているが、中・上流部はできていない。そこを放っておかないと言っている。それに対して今後どのような対策を進めて行く必要があるかを7ページ目に記載しており、例えばダムの上流部や遊水地整備等の中・上流部の治水安全度を上げるために検討していくということになる。日野川や大戸川は中・上流部の整備が進んでいない代表例として示している。高時川は延長が長いが、中・上流部でこの前の災害の時に被害を受けたところもあり、そこへ手を打っていかねばいけないということで、下流への影響を少なくしていくような対策を併用しながら中・上流部の対策の検討を始めている例となる。

滋賀県でも実際にやろうと思っておられる施策もあるが、はじめに話があったが、10年確率降雨対応が実現するのに200年以上かかるような状況では、中上流部の住民がいなくなるまで待つかみたいな話になってしまっている。むしろ中・上流部での対策ができるための方策も重要だということはこの審議会からも言うことで、施策が進むのではないかと。

さらに言うと気候変動の影響があるので、今考慮している10年確率降雨が今後10年確率ではなくなる状況も出てくるので、下流から順番に整備していくだけでは難しいということが記載されている。このように理解いただいてご意見賜ればと思うがどうか。

全体としての意見は後で時間を取るなので、ここはクリアでなくて分かりにくいとか、もう少し詳しく説明してほしいといったことがあれば、お聞きするという流れで進めたい。

それでは、答申素案2の説明をお願いします。

(事務局) (説明)

(会長) どうでしょうか。

では答申素案(3)の説明をお願いします。

(事務局) (説明)

(会長) いかがでしょうか。

はい、委員。

(委員) 元々200年確率で3m以上の浸水深で人が住んでいるすべてのエリアが重点地区として指定されている理解でよろしいか。

- (事務局) ご指摘の地区を重点地区としているが、現時点では指定まで進んでいない地区もある。
- (委員) 今回、都市計画区域外と非線引きの例を出していただいているが、これも候補として上がったということになるのか。
- (事務局) 重点地区の中にもあるが、それ以外の地区もある。
- (委員) 今回変更した都市計画区域の非線引き区域で区域指定の加速化が必要ということで、確かに区域指定されれば一番いいが、区域指定には一定の時間が必要になる。区域指定する際に、例えば調整区域だと一定浸水リスクが考慮されると思うので、浸水深 3m 以上のところでは開発許可を出さないということがあると思うが、非線引きや都市計画区域外だとそもそも開発許可の面積要件はかなり大きいということと浸水深の話があったとしても立地基準を見ずに技術基準のみでコントロールできていないというところが一番の課題である。
- (会長) ありがとうございます。
この点については少し議論が必要だと思うので、後でまとめて議論させていただくことでよろしいか。
答申素案(4)の説明をお願いします。
- (事務局) (説明)
- (会長) 答申素案(5)の説明をお願いします。
- (事務局) (説明)
- (会長) ここについて確認したい。
50cm 以上の浸水があれば要支援者は命の危険にさらされるという資料をつけているが、県の施策としてどのようなことをやっていくべきだと考えているのか。
- (事務局) 23 ページに現状と課題を書いているが、現状の条例の建築規制は 3m の区域となっているが、特に避難困難者が利用される施設については、50cm 以上床上浸水でも人命のリスクがあるということで、特定都市河川法の浸水被害防止区域を適用する方法と条例で施策を位置付ける方法とが考えられる。
- (会長) 流域治水条例の改正もあり得ると理解した。
- (委員) 特定都市河川法は滋賀県でも適用しているということなのか、適用していくというどちらの意味で書かれているか。
- (事務局) 現状は特定都市河川流域の指定がまだ滋賀県内に 1 つもないので、特定都市河川の指定も含めて今後の対応を考えていきたい。
- (委員) ⑥特定都市河川浸水被害対策法の浸水被害防止区域の指定の検討に、浸水深 0.5m 以上の非自己居住用住宅や要配慮者利用施設ではこのような基準を増やしていくという課題を書かないとわかりにくいと思う。
現状にだけ書かれていると勘違いされてしまう。制度としてはあるが、活

用できていないということがわかるようにしておくことと課題に適用を
指したり、同等の基準を条文中に書いたりすることがわかるような書き方が
よい。

- (事務局) 特に 23 ページの書き方で誤解を与えるところが確かにあると思う。書き
ぶりを修正する。
- (会長) 答申素案(6)の説明をお願いします。
- (事務局) (説明)
- (会長) 答申素案(7)の説明をお願いします。
- (事務局) (説明)
- (会長) 2つに分けていた文章を1つにまた戻すという書き方の修正のほか、防災
アプリの話も資料で追加いただいた。全体を通じてご意見をいただきたい。
- (委員) 答申素案(2)について書かれた資料 p12 について意見を述べる。ページ
右上で、下層植生衰退度の調査をして、衰退度が3以上だった箇所が青色棒
グラフ、それに対してこのオレンジの折れ線グラフで発生率が示されている
が、何を表しているのかがすごく分かりづらいと感じた。この資料の意図す
るところを説明してほしい。
- (事務局) 補足説明させていただく。滋賀県では、現在、県内 180 地点で下層植生衰
退度に係る調査を進めており、平成 24 年の段階で、衰退度3以上の地点が
36 箇所あった。全体 180 箇所に対して 20%衰退の程度が大きい地点があっ
たという状況になっており、県は、衰退度をさらに 10%下げるという目標を
掲げている。この目標に対して、オレンジの線で達成率を示しているが、お
よそ半分の割合まで改善してきたというものを表している。青の線は今の実
績値を表しており、平成 24 年度、平成 29 年度、令和 4 年度時点の下層植生
衰退度3以上の地点を表している。
- (委員) 36 箇所あった地点を最終的に 18 箇所にすることを目標として、その過程
の達成率を示しているという理解で良いか。
- (事務局) 36 箇所の半分ということではなく、全体 180 箇所に対して、平成 24 年時
点では 20%の割合で衰退度が大きい地点があり、その割合を 10%にするこ
うことで 10 箇所程度減らしていくというような形で今進めている。
- (会長) 県の中で目標値があり、それに対する達成率がこれである、ということが
資料には書かれておらず分からない。左の整備割合の図についても同じこと
が言える。実績値がだんだん減っているように見えるが、これは次第に減少
し、どんどん悪くなっていることを表しているのか。
- (事務局) 現在、県では年間 2,340ha の人工林で除間伐することを目標としている。
達成割合は概ね7割ということで、資料左上の「現状」欄に記載している。
左側のグラフは、直近の状況について推移を示した資料である。達成率はオ
レンジ色の折れ線グラフのとおりで、令和 3 年は目標の 2,340ha に対して

77%実施したことを表している。

(会 長) 目標は立てているが、達成できておらず、衰退が激しかったり、間伐ができていなかったりする場所が多く残っていて、そのうち半分ぐらいでなんとか達成できるよう尽力しているということか。そうであれば、そのことが分かるように資料に書いておくべきだろう。どうすれば改善できそうか。委員、いかがか。

(委 員) ①目標が何かをはっきり書いておき、それに対してグラフの方も、「目標達成」という表現に改めると良いのでは。

(会 長) ただ、①森林政策の達成度等について、県で尽力されていることは分かるが、そもそもこの箇所は、どのような課題が残っているのかを示すためのページだと思う。例えば、森林をこのように上手く機能させると流出抑制につながるというような話があるなら、その点について説明する資料があれば良い。森林部局の現状の取組について紹介はあるが、流域治水の観点から見た時に、どう作用しているのかが分かるものでないといけない。どのように修正すると分かりやすくなるか、委員で意見はあるか。または、事務局の方で何か考えはあるか。

(事務局) 今の森林の機能が治水にどう結びついているのかという指標について、思い当たるものがない。改めて森林部局と調整し、資料の内容を検討する。

(会 長) 直接示すような資料がなくても良いので、一度検討されたい。ただ、ここでは、森林の整備について目標があって、それがどれだけ達成されているかについて書かれただけでは何が伝えたいのかが分からない。①放置されている森林が減っているのか増えているのか、毎年 2,340ha の間伐を目的としているのに達成されないとうなるのか、そういったところが重要だと思う。

(委 員) 年 2,340ha 間伐するとどうなるか、そこまで求めるとなかなか難しくなると思う。もちろん、毎年実施していると取組について、グラフでアピールするという手順自体は良いと思う。①単純にこのグラフは言いたいことが分かりづらく、例えば左のグラフだと、青の実績値とオレンジの達成率が下がっていくので良くない話だが、右のグラフは、青の実績値が下がっていても達成度は右肩上がりで、衰退度の高い割合が下がっているので、望ましい結果であると言えることができる。たちまち今こうすべきという案は思い浮かばないがなるべく①望ましい方法に進んでいる、頑張っているということが分かるような表現になると良い。

(会 長) ①良く見えるように、グラフで示す項目は確かに逆にしたいと思う。右のグラフだと衰退度 3 以上でなく、3 未満の森林の割合にするとか、そういった工夫はできると思う。その辺りの修正が必要だということであれば、このページの右上のグラフ等の修正や、グラフ中のオレンジの線の意味を明確にするなどが考えられると思う。

(委 員) 資料 p8 で、課題として青字で「全庁一体」とあり、意思決定を推進する体制が必要ということを新たに挙げており、資料 p11 では、当方より提供した資料を掲載しているが、この資料では重要な点が見えていないため補足説明する。資料は、真ん中に「流域治水」と書かれているが、肝心な相互の繋がりが、共通するところが消えている。ここでは何が課題で今後やっていかなければならないのかを挙げる必要がある。この②「流域治水」の文字の下に今後やっていかなければならないことを挙げて、例えば、他の下水道やグリーンインフラ等、他の枠組みでされている対策と共通する流域治水での今の課題を挙げて、それら両方を矢印でつなげて、相互にまたがる認識を作ることが重要である。各部局でそれぞれ取り組んでいる事業や対策等の中で、流域治水の観点で課題となっている事項を解決するため、他の枠組みと共通で進める取組があると思う。例えば、先ほどの森林では、治山とか、伊吹山でのシカ害対策を進めているが、それはあくまで森林保全の対策として実施されている。それらの施策が流域治水の点でも非常に重要な対策となっているということ、各部局が認識していることが重要である。その上で部局間で連携しながら進めていくことが推進体制というものだと思う。体制そのものが必要というよりは、体制を作るためにはどのような取組や連携が必要なのか考えることが重要。具体的に挙げると、森林関連では森林整備やダム等が考えられるが、農業の方でも、例えば濁水対策で堰板をはめることを、以前から滋賀県では取り組んでいる。田んぼダム等を進めるために、田んぼに水を溜めることは濁水が出ないだけでなく、その延長として治水にも良いということ。縦割りの考え方ではなくて、その他の部局では違った目的でやっているが、実は流域治水と繋がる、といったことを書いていただきたい。

(会 長) 色々議論もあると思うが、委員は 11 時半までと事前に伺っているため、ここで意見を伺いたい。

(委 員) 途中で音声途切れていたことや、前回欠席で分かっていないところもあり申し訳ないが、先ほども議論になっていた補助についてと社会福祉施設についての 2 点が気になった。1 点目は、資料 p20 の建替補助の関係である。⑤補助金がなぜ使われていないのか原因を把握する必要がある、という話は前回の審議会に出ていたようだが、使われていない理由が使いにくいのか、またはそもそも知られていないのか、どちらなのか知りたい。使いにくいというか使えていないということに対しては、今後建替前についても補助の対象とするようにするということが検討されているようだが、それに加えて、前回出ていたはずの周知方法の見直しが想定されていないのかが気になった。

2 点目は、p23 の社会福祉施設の関係である。条例上の措置で何かするか、または、社会福祉施設の開発規制をどのように行う仕組みが必要か、これは今後の課題なので現時点で具体的なことは書けないと思うが、資料の書き

ぶりで、「現状」の1つ目の措置と課題の箇所が分かりにくい。途切れ途切れ聞こえていてそういった意見も出ていたように思うが、その辺りを整理していただきたい。

その他、答申の段階になってくると思うが、その時は細かい「てにをは」の関係は確認するため、メールでやりとりさせていただきたい。

(会長) ありがとうございます。事務局からいかがか。

(事務局) p20の補助要件の改善については、前回の審議会で委員からご指摘いただいたところで、結局なぜ使われてないのかという原因把握が十分にできているとは言えない状況である。改めて確認したいと考えているところ。先ほどいただいた周知の方法については、毎年、浸水警戒区域に指定した自治会に対して説明しているが、周知方法の見直しということも今ご指摘いただいたので、課題として記載する方向で考えたい。

(会長) ありがとうございました。

では、先ほど委員の方からご助言いただいた件について、県からいかがか。

(事務局) p11について、単純な絵を借用しているだけの対応になっており申し訳ない。共通した課題、施策を見つけて連携するという点はこの資料の中にも書こうと思うので、その辺りの表現方法については、委員へ相談させていただきたい。

(会長) よろしくお願いします。もちろん、色々な課題があると思うが、ヘッドクォーターというか、こういう方針でやりましょうという点について議論する場は必要である。それがなければ、それぞれでやっている取組がただ集まるだけになってしまう。だから、情報共有や施策の意見交換等を実施して、こういう方向でやっていきませんか、ということができるような体制という風に言われていると思うので、修正いただきたい。委員、どうぞ。

(委員) 2点意見を述べる。1つ目は答申(2)の森林のところである。③既に面的な施策としての森林の保全の重要性と、上流域については、まさに川に入水している山林が流木被害を起こしているということで、特に川に隣接した場所の管理の健全性や管理の程度とか、そういったものの実態を把握して被害を見える化するような対策を考えていくようなことも、長期的には重要だと考えている。高時川も2022年に流木の被害に遭って、色々環境への被害とか、ダムではやっていることもあるが、いろんな二次的な被害もあると思うので、そういったところが抜けているかなと思ったのでコメントさせていただいた。もう1点は答申素案(6)のところである。⑦「とどめる」対策の農地の貯留機能のところで、確かに農業保険制度や災害復旧制度が基本だが、最近では災害復旧等の手段として、例えば企業版ふるさと納税とかグリーンボンドとか、多様な資金調達方策が検討されているところもあるので、既存のものだけではなくて、独自に考えていくことも長期的には検討していかないとい

けないと感じているので、そこも付け加えても良いと思う。

(会 長) 事務局からいかがか。

(事務局) ご指摘ありがとうございます。1 点目の森林の流木の話については、確かに最近こういった災害でも流木がさらに被害を大きくしているという現状がある。森林部局からは溪流沿いの伐採も一定検討されていると聞いている。こういった課題の書き方があるかは、森林部局と調整して検討したい。

もう1点、農地の「とどめる」対策のところに、資金調達の方法についても課題として記載をするという話で、具体的にこういった資金調達の方法があるかアドバイスがあればいただきたい。

(委 員) ⑦他県(長野県や茨城県など)では企業版を含めたふるさと納税の制度を活用した流域治水推進事業が行われたり、豪雨被災自治体が農産物などの返礼品を設定してふるさと納税を活用した例があるので参考にして頂きたい。

また、グリーンボンドは自治体が発行体となって気候変動に適應するための水害対策事業・河川整備事業を前倒しして資金調達して実施するための仕組みで、全国で事例も増えているので参考にして頂きたい。

(会 長) おそらくより大きな話になってくる。その辺りは、⑧資金調達の多様性も含めて、ここだけに書くべきかは分からないが、一度検討してもらえないか。

(事務局) 検討する。

(会 長) 他にご意見いかがでしょう。資料 p16 の答申素案(3)の市町との連携、開発許可に関連する箇所、委員よりご指摘いただいたところについて、前回審議会の後、「加速化が必要」と書き方を変えているが、ここは私が書きぶりを変えたところで、その理由は、非線引き区域はまだ都市計画区域内なので、都市計画法の範囲に入って開発規制はかかるが、都市計画区域外になると、都市計画法そのものが適用されなくて、開発許可そのものがないということになってしまう。

(委 員) ④都市計画区域外だと、1ha 以上の場合に開発許可が必要になる。

(会 長) そうですね。ただ、そもそもこの点で規制をかけているのは、県の条例に基づく浸水警戒区域指定であるというところがあり、都市計画区域外に規制を適用する場合はどうするかという議論になるが、指定もなしに何らかの規制かけるということはありません。浸水深の公表等されているが、開発に規制がかかるという形には今はなっていない。そのため、区域指定を加速化しましょうという言い方が1番普通ではないかと思って、今回資料に書いてもらったが、そういうことで良いか。市町と開発規制の連携について書いてあるが使えないところがほとんどになってしまうと、逆にそこだけでは良くないので、両方書いても良いかもしれないが、修正の意図は今述べたとおりであるが良いか。

(一 同) (異議なし)

(会 長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委 員) 書きぶりについては、先ほど委員がおっしゃった特定都市河川のところだけだが、内容的なところで、都市計画区域外や非線引き区域における連携と1行で書かれているが、大きな問題を含んだ内容だと思う。滋賀県では非線引き区域における開発が多いというか、割と多発的に出ている。例えば東近江市の旧湖東町エリアは小規模開発が多発しているところである。そういった地域で新たに開発される時は、開発指導要綱や開発許可基準の中に、対外的な側面の規制というのがおそらく盛り込まれているはずで、何にも対策されないということはないのでは思う。ただ、その市町の開発指導要綱や基準よりも県条例は上位に位置するはずなので、そこで今後開発の可能性のある地区について区域指定してしまうということはベターだと思う。そうすると、そこに土盛りをする時の補助金を全てカバーしていかなくてはならないという、予算との兼ね合いも出てくる。そういったところまで考えると、問題としては1ページに書ききれないような大きな内容を含んでいる印象を受ける。

(事務局) 非線引きエリアでの開発が県内かなりあるということで、今、委員よりご指摘いただいたのは、浸水警戒区域に指定する前の段階で、市町で規制をかけてしまうという趣旨でご意見いただいたという理解で良いか。

(委 員) そういった場所での開発については、市町の要綱等でそういった災害面での規制というのもおそらくあるはずだが、その上位にあるのが県の条例だと思う。資料中青字で書かれたとおり「区域指定」のままというのは、これで良いと思う。県の条例の中に非居住エリアについても規制等に関する規定を盛り込めたら、そして、都市計画区域外についても広く面的に指定をしていけたら安全面としてはベターだと思うが、そうしてしまうと、上限400万の補助金が予算的に確保できるのかという側面も一方であるのではと感じたところである。

(事務局) 補助金については、既存の宅地がある場所で建替等をする時が対象なので、現時点で家がないところで新築される場合は補助の対象外になる。そのため、予算的な心配はないと考える。

(委 員) 補助金との兼ね合いで問題ないのであれば、県の条例で、非居住エリアについても指定していくというのがベターと考えているところである。

(事務局) 条例上は、非居住エリアと居住エリアで区別せずに、現状どちらも区域指定の対象になっているが、指定を進める優先順位として、重点地区という人家があるところの区域指定進めているという状況である。そのため、条例改正をせずとも、こういった区域で指定はできる状態にはある。ただし、どのような枠組で、こういった考え方で指定を進めていくかは今後の課題と認識している。

- (委 員) 議題 1 にもあった、甲賀市水口町三本柳地区の区域指定のところでも、浸水深 3m の範囲で線引きして指定手続を進めていると思う。しかし、区域の北側には農地が広がっていて、浸水深は深い但未指定の範囲は残っているわけで、今後開発の可能性があるのであれば、広く面的に指定をしていけば今後抑制できるのではと考えた。
- (事務局) 議題 1 の方で、県道を挟んだ北西側に浸水深の深いエリアがあるが、その区域については市街化調整区域になっており、一定制限はかかっていると思っている。その部分の指定をどう進めていくのかは、今回の条例検証での非居住エリアの指定をどう進めていくのか、に含まれていると認識している。今後の進め方を検討していきたい。
- (会 長) ④非居住エリアにおいても指定を進めていくことは大事だが、もう 1 つの観点で、そういった取組ができない状況、まだ進んでない状況においてもできることがないかという議論も書いた方良いのでは、というのが委員の話だと受け止めた。そのため、p16 には「非線引き区域における対応については、指定の加速化に加えて」といったか書きぶりにしておくが良い。
- ④「開発指導、開発許可等の場面において市町と連携していく方策を検討されたい」等、そういった記載にさせていただくと、より明確になっていくし、きめ細かくなると思うので、この点は会議後に事務局と調整したい。一番下のところが増えるということでご理解いただければと思う。
- (委 員) ④2 段階ですよ。非線引き区域も都市計画区域外も一応開発許可はあるが、技術基準のみなので、そこに対しては浸水リスクのことが考慮されないということと、そもそも開発許可の基準となる面積が大きすぎて、小規模な開発は多数あっても許可が不要となってしまうという課題があるため、その辺りをどうするか。今のまま放っておくと、浸水リスクのある地区でもどんどん家が建ってしまう可能性がある。
- (会 長) だから、区域指定で一気に進めるというのが理想で資料にも書いてあるが、④仮に指定ができない時にどうするかも考えねばならない。開発許可の側を見直さなければならないという議論もある。手段が 2 つあると思ってもらうと良いが、そこをどのように検討していくかが大事になると、課題で書いてあるというだけの話で、具体的にこうするという意味ではないが、そういった話にならないことがあるよという理解を示していることである。委員どうぞ。
- (委 員) 気象台が関わる箇所、答申 (7) について意見を述べる。住民にわがこと感を持ってもらうというところはもう永遠のテーマで、地区防災計画の作成に当たり県や各市町が積極的に支援しているところだと思う。地区防災計画、地域防災計画というのは皆さんご存じのところ、内閣府から地区防災計画推進という形で出ている。地区防災計画の理想型というのは、災害特性

を同じくする地区で、住民、企業等が主体となって、避難のトリガーを決めていくことができることだと思う。各災害に対して、今回は水害だが、トリガーをしっかりと決めておき、わがこと感を持つことで避難の実効性が高まるといったところが目指すところになってくる。実際に地区防災計画ができていない地域では、計画未作成の一般的な地区と比較して、避難行動につながっているという結果も出ている。ただ、气象台として、地区防災計画に書かれた避難のトリガーを見ると、ほとんどが既存の避難情報、避難指示を基に避難するという形で作られている。それだと、せっかく地区防災計画を作成しているのに勿体ないと感じる。また、県で地区防災計画の取組を推進することのメリットとしては、地域特性、災害地域特性が同じ地区について、市町をまたいでもいいし、極端なはなし**地域**、都道府県をまたいでもいいところがある。県でプッシュ、支援していく必要性があるのかも、将来的に考えてもいいのかなといったところである。また、p34 の右側にアプリの検討について記載があるが、これらを基に避難行動を考えていくというタイミングでは、実況は1つでも良いので、⑧気象庁ホームページで言えば、雨雲の動き、発雷状況、降水量、雨雲の動き、レーダー画像、線状降水帯のエリアを丸印で示すなどがあり、それに近い形のものを1つそのコンテンツに加えていただければ、かなり有効なものになると考える。

(会 長) 他、いかがでしょうか。

(委 員) 前回から再度ブラッシュアップされていて、わかりやすいものになった印象だが、1点確認したい。特定都市河川の関係で、条例と法律の兼ね合いのところではそれぞれの目的の棲み分けについて気になった。条例改正を含めてこれから取り組んでいくという話があった時にこの整合性の部分について問題があるかというのを行政の方でどう考えているのか。

(会 長) 具体的に、法律と条例の整合性の現状がこのようになっていて、その状況を是正するため改正する必要があるのではないか、という話だと事務局は答えやすいが逆だと答えにくいと思われる。委員から見て具体的にここがおかしいのではないかというご意見はあるか。滋賀県内ではまだ特定都市河川の指定事例がないため、特定都市河川の条例の条件に適合しないのではないかとといった話はこの検証とまた別の議論になるが、仮に今後特定都市河川の指定を進めていくときの課題と思われる点があればご意見いただきたい。

(事務局) 特定都市河川法の対象について、令和3年の法改正以前は都市部の河川に限定されていたが、法改正後は対象がかなり広がり、本県でも対象となる河川が相当増えてきたため、特定都市河川法の制度が使える流域が限定されている認識は持っていない。ただ、特定都市河川流域に指定すると、流出抑制対策等セットで進めるべき施策がある。対応すべき事項がいくつかあるため、特定都市河川の流域指定がまず進むのかという課題はあると考えてい

る。特定都市河川の指定が進んだ上で、ここの浸水被害防止区域という考え方は5番の答申にかなり近いところがあるので、まずこの制度を使っていくということを考えていきたいし、特定都市河川指定が進まない状況にあってもどのように施策として進めていくのかは並行して考えていく必要がある。

(事務局) 辻です。補足です。

特定都市河川の適用が広がったと説明したが補足する。

従前は本当の都市部だけだったが、今回の改正で例えば、狭窄部の上流でどれだけ改修しても浸水深が下がらないことや築堤河川に挟まれたなどの地形条件があるところで特定都市河川を適用しよう法律の拡大がなされたところである。

それを照らすと、滋賀県の河川流域においてもそのような河川があるので広く言えば滋賀県全域も対象となる可能性があるという説明したということ。

それから特定都市河川法と条例の兼ね合いはどうなるのかというところだが、まず条例は平成25年に制定して浸水深3m以上のところが特に人命リスクが高いところということで、3mというのを閾値にした。これは3m以上、2階建てにすれば健常者であれば避難できるということになる。

この時抜けていたのが、体の不自由な方についてはあまり議論がなかったところ。一方で特定都市河川法ではそういった体の不自由な方の人命被害も出てきたというところで0.5m以上の浸水が起こるところについても考えることが盛り込まれた。さらに特定都市河川法では流体力によって人家が破損するところも区域指定をやっていくところが盛り込まれている。実は、滋賀県の流域治水基本方針でも流体力による建築規制を盛り込んでいたが、蓋然性がないところで基本方針に挙げていたが、条例には盛り込まなかった。

令和3年に制定された都市河川法では、ハンディがある方、それから流体力が新たに付け加わったので、そういった観点と条例を照らしながら制度に盛り込んでいくことが大事と認識している。

(会長) ありがとうございます。

他、意見ございませんか。

(委員) p22の答申の4番の浸水警戒区域が指定した時点で避難空間がないと既存不適格住宅ということだが、この条例は平成26年に制定されたということで、その時点より前に建てられている住宅で浸水警戒区域に指定された住宅を対象に嵩上げする場合は補助金を出すという制度だと思うがそのような認識でよいか。

(事務局) 区域指定した時点で立っている住宅になる。例えば今回の三本柳だと、3月末で区域指定をするので、区域指定した時点で浸水警戒区域に立っている建物があれば補助対象になるという考え方となる。

(委員) 現在はその指定された区域の中で補助金の事例がないということか。

- (事務局) その通り。
- (委員) それは増改築を対象にしているということを発信しているが使われていないのか。
- (事務局) 今のところそのような案件が上がってきていないのが現状である。
- (会長) 使われることが目的かといわれると違うが、せっかく制度を作って安全になるために指定をするという説明の仕方をしているので、より安全になるような投資がされると考え方を明確にして説明いただくことも大事と思う。
- 他、ご意見ありませんか。
- (委員) 確認だが、答申の p31 の 7 番だが、防災、福祉、教育部局長と連携ということで福祉も入ったが、部局というのは各市町も全部入っているという考え方か。この現状と課題のところで、実際に県内 4 つの小学校に対する水に親しむ活動を通じて防災教育をやっている。その下に課題の部分のところで一部の小学校で 4 校と書いてあるが、各市町の防災関係が同じような活動を進めていかないと課題として 4 つで留まっているのが、どのように広がるのかと思うので、部局の部分は大きく捉えて各市町の団体も含めて今後実施していくことも大事だと思う。
- (事務局) 県内の防災部局、福祉部局、教育部局との連携ということを念頭に置いているが、現在も水害に強い地域づくり協議会でそういった部局と連携をして市町に向けて支援をしている状況である。
- こういったことを継続的にいろいろな学校でできるように、例えば防砂アプリを小学校のタブレットに入れていただくなど教育部局との連携を進めて行きたい。
- (委員) 大津市でも 37 の学区があり、小学生向けに「防災」というテーマで消防団が出前講座にも行っている。
- 前回も話させていただいたように、副読本を今作成中で是非とも県の方に見ていただいて、監修していただいて、滋賀県全体に題材としてなればいいと思っている。
- せっかく課題も見えていて一部の小学校だけで留まることのないように進めていただけたらありがたい。
- (事務局) 指摘ありがとうございます。
- (会長) そういう広がりを持っていくためにどういう体制でやっていくかという部分。
- 連携していくことが必要だと書いているが、それ以上にこの地域の方々が我が事としてとらえてもらうためには、もっと他にも連携するところもあると思うので (7) の上のところ、我が事として捉えてもらうための連携といえよいか、その辺りの心を大事にして進めていただきたい。
- この p34 のアプリですが、IoT とかの情報発信が書いている。ここは本質

なのか。ここで書いている黒潮町のアプリだが、避難訓練をしたときに評価をしてくれるアプリである。「よく勉強になった」、「よくわからない」とそういうのが普通のアプリだが、このアプリは「あなたは死にます」や「津波につかまりました」などを言われる。⑨訓練で実際にしたものは評価されるものになっている。そう考えるとこの IT や情報発信すればよいというのは少し違う。むしろ我が事としてやってもらうには、実際に避難訓練で使うから意味がある。要するに避難訓練などの地域でされる活動が実際に展開されていた時に「よかったな」、「やらなきゃいけない」と思うために何をすればいいかという意味で書いているのならば素晴らしいが、その違いを理解していただいて、まとめのフレーバーに活かしていただければありがたい。

全体として、ご意見もたくさんあり、これからブラッシュアップできると思うが、大筋としては大きな問題があるという風には承っていないと思うので、ここで意見交換を引き取らせていただいて、事務局とともに、できれば岡井委員、佐山委員、山口委員にお手数おかけするが最終的な答申を進めて行きたい。このような形で進めさせていただいて、次は答申書の作成に入っていきたい。

大変長い時間になったが、議論はここで終えたいと思う。事務局に進行をお返しするのでよろしくお願いする。

以上